

## 寄せられたご意見と回答(令和3年10月受付分)

令和3年10月に広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容をご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

### 1 区の感染症対策について

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨	所管課
<p><input type="checkbox"/> 臨時の医療施設や入院待機施設の設置等、新型コロナウイルスや新たな感染症等の急激な感染拡大に対応できる体制を、区はどのように整えていくのか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 区はこれまで、大田区新型コロナウイルス感染症対策本部をいち早く立ち上げ対策を進めてきた。</p> <p>自宅療養者が急増した8月には、区内医師会と連携し、電話診療や往診を取り入れて自宅でも必要な診察を受けられる体制を整え対応した。また、酸素投与が必要とされる中等症の方を対象として、24時間看護師が常駐し医療処置や健康観察などの応急処置対応ができるいわゆる酸素ステーションを大田区青少年交流センター「ゆいっつ」に設置し対応した。</p> <p>また、重症化を防ぐ治療として抗体カクテル療法が開始されており、診療所で診断された際に、すぐに区内の荏原病院等へ紹介して投与できる体制や保健所を経由してホテル療養中に投与ができる体制等、新たな取組も始めている。</p> <p>現在は新型コロナウイルス対策が主となっているが、それ以外の感染症への対策については、訓練等も含めて適切に対応ができるよう連携を強化していく。</p>	<p>防災危機管理課 電話 03-5744-1132 (広聴広報課内)</p> <p>感染症対策課 感染症対策担当 電話 03-5744-1263</p>

### 2 自転車の安全利用について

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨	所管課
<p><input type="checkbox"/> 商店街のアーケード内を自転車で走らないよう注意喚起してほしい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 区では、歩行者との接触による交通事故を防ぐため、商店街等の人通りの多い場所では、自転車から降りて押し歩きするよう区の各種安全教室やホームページ等で啓発を行っている。</p> <p>また、おおた区報やホームページをはじめ、各種キャンペーンや自転車安全教室等イベントの際に、国が作成した「自転車安全利用五則(※)」の普及、浸透に</p>	<p>都市基盤管理課 交通安全・自転車総合計画担当 (交通安全・計画) 電話 03-5744-1315</p>

<p>努め、警視庁等関係機関とともに自転車の安全利用を促進している。</p> <p>今後も警視庁と連携しながら、交通ルール・マナーの啓発活動を継続し、自転車と歩行者が安全に通行できる環境整備に努めていく。</p> <p>※参考：「自転車安全利用五則」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自転車は、車道が原則、歩道は例外</li> <li>2 車道は左側を通行</li> <li>3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行</li> <li>4 安全ルールを守る 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 夜間はライトを点灯 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認</li> <li>5 子どもはヘルメットを着用</li> </ol>	
---	--

### 3 選挙運動時の音量について

<input type="checkbox"/> ご意見の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨	所管課
<p><input type="checkbox"/> 選挙カーや駅前でのスピーチ等に使用されるスピーカーの音量を制限してほしい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 我が国では選挙活動期間以外の政治活動は自由とされ、音量制限や時間制限がなく、その活動を制限することはできない。</p> <p>また、公職選挙法で認められた街頭での言論による選挙運動では、以下のような条件はあるものの、音量についての制限はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、病院、診療所、その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するよう努める。</li> <li>・長時間にわたり、同一の場所に留まってすることのないように努める。</li> </ul> <p>法に定めのない規制を行うことはできないが、選挙運動時における静穏の保持等、区民生活への特段の配慮について、立候補予定者に対し注意喚起をしていく。</p>	<p>選挙管理委員会事務局 選挙担当 (庶務・開票) 電話 03-5744-1462</p>